

## 令和6年産備蓄米における地域農業再生協議会別面積配置 にかかる対応の考え方（案）

令和6年産備蓄米はこれまで5回の入札が行われ、都道府県優先枠 152,021 トン、一般枠 16,676 トン、計 168,697 トンが落札されたが、全国で予定された 205,509 トンに対して落札率 82.1%、36,812 トンを残している状況にある。（第6回入札は6月4日）

福島県においては県別優先枠 26,313 トンに対して一般枠を含め計画の 30,000 トン以上を確保していると見込まれる。

現在、各方針作成者は、落札した備蓄米の生産者結び付きをすすめているが、例年地域農業再生協議会ごとの面積が確定しない数量が発生しており、令和6年産備蓄米においても同様のことが想定される。

このため地域農業再生協議会別面積配置について、以下により取りすすめる。

### 1. 対応の基本的考え方

(1) 売渡者が生産者の営農計画書・出荷契約書にもとづき、該当地域農業再生協議会を特定できる数量・面積は、地域農業再生協議会別数量・面積を様式5-1号に記載し報告する。

(2) 売渡者が、地域農業再生協議会を特定できない数量・面積は、以下により整理する。

①売渡者の地域組織が複数の地域農業再生協議会のエリアにまたがる場合、売渡者から「その他」として数量を様式5-1号により東北農政局福島県拠点に報告する。

なお、「複数の地域農業再生協議会」が特定できる場合（例：JA管内の地域農業再生協議会に特定される場合）は、その「特定される複数の協議会」単位に区分して報告する。

②東北農政局福島県拠点は、①にもとづく地域農業再生協議会別主食用作付面積および「その他」数量の合計を県推進会議に報告する。

「その他」数量については、①のなお書きの単位に区分して報告する。

③県推進会議は「その他」の合計を、以下の考え方により該当地域農業再生協議会に按分し配置する。

A：地域農業再生協議会ごとの主食用米の「令和5年産作付面積」

B：地域農業再生協議会ごとの（1）までの備蓄米を含めて整理した主食用米面積

C := B - A

D：「C」が「+」となる地域農業再生協議会ごとの「C」の計を計算

E：「その他」備蓄米数量の計算

F：Eの数量を（Cが「+」の）地域農業再生協議会に按分配置 E × C / D

G：Fについてそれぞれの地域農業再生協議会ごとの単収で面積換算し、該当地域農業再生協議会ごとに貼り付け

**(按分計算にあたっての留意事項)**

ア D～Fの計算は、①、②により「複数の地域農業再生協議会」が特定される数量については、該当する「特定される地域農業再生協議会」の区分単位に按分計算を行う。

イ ①、②により「複数の地域農業再生協議会」が特定されない（県内全域にまたがる）数量については、アの按分配置によってもなおCが「+」となる「地域農業再生協議会に対して同様の手順により、按分配置する。

※なお、具体的な作業にあたっては、売渡者および売渡者の県組織・地域組織と地域農業再生協議会・県推進会議および東北農政局福島県拠点が緊密に連携し取りすすめる。

## 2. 具体的すすめ方

地域農業再生協議会別生産予定面積、引渡予定量は、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、8月20日までの報告となっていることから、以下の日程を基本として取りすすめる。

令和6年7月1日 経営所得安定対策等加入期限

7月17日 売渡者⇒地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書（様式第5－1号）の東北農政局福島県拠点への提出

7月末 東北農政局福島県拠点⇒県推進会議へ報告（その他数量等）

8月13日 県推進会議⇒東北農政局福島県拠点へ報告（地域農業再生協議会別備蓄米面積等）

以上

### <添付資料>

○地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書（様式第5－1号）

別紙様式第5-1号

年 月 日

農林水產省農產局長 殿

## 地域農業再生協議会の代表者 殿

人所名話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書  
(〇年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：○内米買契第〇〇号

(注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注2)引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。

(注3)報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注4)複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあっては、市町村ごとに記載すること。

(注5)電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。